

第1章

社会福祉と外国人に関する基礎知識

社会福祉に関する 基礎知識

社会福祉とは

日本の社会福祉は、日本国憲法の第25条の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」の考えを基礎としています。社会状況の変化とともに、現在は国籍に関係なく外国人も社会福祉の対象として捉えられています。

社会福祉の概念は、社会福祉六法（生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、母子及び寡婦福祉法）が主たる枠組みとされてきた時代もありますが、少子高齢化や社会生活の多様化とともに、福祉ニーズも多様化、複雑化、高度化しています。それに対応するべく含める範囲を拡大し、変遷しながら多様な視点で議論がなされており、現在、一つの定義で説明することが困難な状態にあります。

社会福祉の捉え方には、国民一人ひとりの幸福や生活の安定を目指す考え方、社会的な理念等の目的概念を指す場合と、国民の福祉に関わる制度や施策、サービスの内容、実践活動等の実体概念を指す場合とがあります。社会福祉というと、実体概念で捉えられることが多いようです。

社会福祉の構造

乳幼児から高齢者まで、一人ひとりが様々な制度やサービスにかかわることとなりますが、現在の社会福祉は図1のように、様々な一般社会のサービスと重なり合いながら、多岐にわたる範囲で展開されています。

例えば、教育では児童館、学童保育、学校ソーシャルワークなどがあり、所得保障では生活保護、貸付制度など、保健サービスでは乳幼児、妊産婦の健診、老人保健サービスなど、医療サービスでは障害者の自立支援医療、医療ソーシャルワークなどがあります。

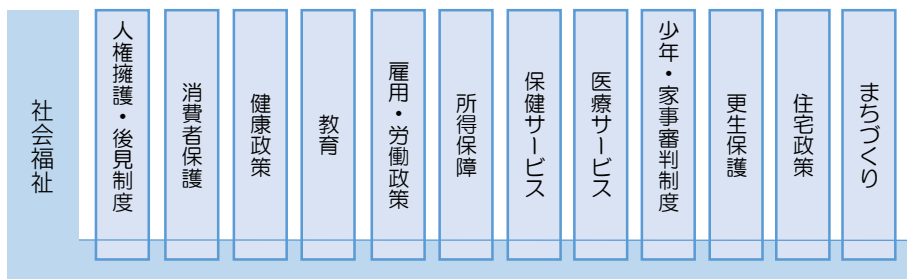


図1 社会福祉の構造
出典：新・社会福祉士養成講座4 現代社会と福祉（中央法規出版株式会社）

社会福祉は、福祉ニーズをもった利用者やシステムに対して働きかけますが、一定の理念、目的、目標（価値システム）のもとに政策、制度、援助を通して利用者へ提供されます。この概念は、図2で表されます。

例えば、高齢化の進展に伴い要介護高齢者が増加する一方、核家族化で家族の介護機能が低下し、高齢者の介護が社会的な問題になりました。

そこで、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みづくりが必要となり、介護保険が創設されました（政策）。介護保険法に沿って地域の実情に応じて個々の事業をどのように運営するかが決定され（制度）、各窓口や事業所等で利用者の相談や状況に応じて、デイサービス、ホームヘルプサービスなどの多様な形態でサービスが提供されることとなります（援助）。

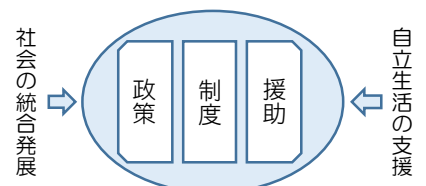


図2 社会福祉の構成
出典：新・社会福祉士養成講座4 現代社会と福祉（中央法規出版株式会社）※一部変更

利用者別の分野

利用者の年齢や家族背景など、状況によって利用する制度やサービスが違ってきます。どのような分野に分けるかは議論もありますが、この冊子では次の分野に分けています。児童福祉の分野の対象者が、医療福祉や障害者福祉の分野の対象となることもありますので、実際にはいろいろな分野が重なり合いながら制度やサービスが提供されることになります。

◆ 児童福祉 (→P.22)

満18歳未満の全ての子どもが対象です。両親が就労しているため保護者が不在である子ども、虐待などがあり健全な日常生活を送ることができない子ども、障害がある子どもなど、様々な状況にある子どもに対する制度やサービスがあります。

関係する機関として保育所、児童相談所、乳児院、児童養護施設など、関係する制度やサービスとして入院助産制度、地域子育て支援拠点事業などがあります。

◆ 貧困・低所得者福祉 (→P.32)

健康で文化的な生活を営むことが困難な資力の貧困者、何らかの生活危機要因があって貧困階層に陥るおそれのある低所得者が対象となります。

関係する機関として社会福祉協議会、福祉事務所など、関係する制度として生活福祉資金貸付制度、生活困窮者自立支援制度、生活保護制度などがあります。

◆ 医療福祉 (→P.46)

医療を受けている全ての人を対象です。関係する機関として保健所、病院など、関係する制度として生活に困窮して医療費の支払いに困難な場合や、難病、障害者など継続的に医療が必要な人や子どもなどに対する医療費の助成制度などがあります。

◆ 障害者福祉 (→P.56)

身体障害や知的障害、精神障害、発達障害がある人たちが対象となります。日常生活を営むことに困難を伴ったり、就労が困難であったり、差別や孤立があったりすることに対する制度やサービスがあります。

関係する機関として障害者支援施設、障害者基幹相談支援センターなど、関係する制度やサービスとして障害者手帳、障害福祉サービスなどがあります。

◆ 高齢者福祉 (→P.66)

65歳以上の人を対象にしています。心身の健康の保持や安定した生活を送ることを目的としています。加齢に伴う身体的・精神的機能低下のために日常生活を送ることが困難な人などに対する制度やサービスがあります。

関係する機関として地域包括支援センター、老人ホームなど、関係する制度やサービスとして、介護保険制度、居宅介護事業などがあります。

相談援助をする人たち

生活上の困りごとを抱えた人たちに対して、相談援助をする人たちがいます。相談援助をする人の国家資格として、社会福祉士、精神保健福祉士があります。しかし、この資格がないと相談援助業務ができないというわけではありません。

児童相談所にいる児童福祉司、学校に通う子どもが抱えている問題の相談を受けるスクールソーシャルワーカー、医療に関わる生活問題の相談を受ける医療ソーシャルワーカーや精神科ソーシャルワーカー、障害者に関する事業所などにいる相談支援専門員、介護保険に関する事業所などにいる介護支援専門員などが相談援助をしています。そのほか、社会福祉協議会などにおいて地域住民の中で問題を抱えている人々を支援するコミュニティソーシャルワーカーなど、様々な機関で支援員や相談員、指導員と呼ばれている人たちがいます。

多文化ソーシャルワーカー (→P.6) は、さまざまな分野の援助者と連携しながら、外国人に対する相談援助を行っています。

外国人に関する 基礎知識

外国人とは

「出入国管理及び難民認定法(略称:入管法)」では、外国人を「日本の国籍を有しない者」として規定しています。

法律には、外国人にも適用されるもの、外国人には適用されないものがあります。「入管法」をはじめ労働関係や福祉関係など、外国人にも適用される場合が多いですが、公職選挙法などは外国人に適用されません。生活保護法は、基本的には日本国籍の人を対象にはしていますが、一部の外国人にも準用しています。

しかし、相談窓口の支援で外国人とかわる場合は、日本の国籍を有しない人だけが対象という訳ではなく、日本国籍の人も含まれます。支援対象の人たちを「外国につながりをもつ(がある)人」、「外国にルーツをもつ(がある)人」などと表現することもあります。

例えば、日本国籍の子どもでも、親が外国籍の家庭では、日本語ではない言語でコミュニケーションをとっていたり、長年外国に居住していたりして、一般的な日本人が送る日常生活とは異なる環境にあることも少なくなく、様々な配慮が必要になります。また、外国籍から帰化して日本国籍になった人もいます。

知っておきたい様々な背景

◆ 日系人 [主な在留資格は定住者、日本人の配偶者等]

日本から外国に移住した日本人の子孫を言います。1880年代から職を求めて多くの日本人が海外移住し、ブラジルやアメリカ、フィリピンなど、多くの国に日系人がいます。1990(平成2)年に入管法が改正され、南米を中心に多くの日系人が来日するようになりました。愛知県には日系人が多く住んでいます。

◆ 中国帰国者 [主な在留資格は定住者]

1945(昭和20)年当時は、中国や樺太には多くの日本人が居住していましたが、戦争の混乱により日本に引き揚げることができず中国や樺太に残らざるを得なかった人たちのことを「中国残留邦人」といいます。中国残留邦人のうち、日本に帰国した人のことを「中国帰国者」と言います。中国残留邦人等に対する援護を厚生労働省が行っています。

◆ 在日コリアン [主な在留資格は特別永住者]

1910(明治43)年の日韓併合により朝鮮半島から多くの韓国・朝鮮人が来日しました。第二次世界大戦の終結とともに帰国する人も多くいましたが、日本に残る人もいました。日本に残り定住した人たちは在日コリアンと呼ばれています。

◆ 難民 (→P.82)

「難民の地位に関する条約(略称:難民条約)」第1条、難民の地位に関する議定書第1条の規定により定義されています。人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であることまたは政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる人であって、その国籍国の保護を受けることができないかまたはそれを望まない人をいいます。日本は1981(昭和56)年に難民条約に加入し、1982(昭和57)年に発効しました。

この条約が日本で発効する以前にもベトナム戦争等により外国に逃れたベトナム、ラオス、カンボジア三国の難民を受け入れており、インドシナ難民といわれています。また、2010(平成22)年からは、難民キャンプ等で一時的な庇護を受けた難民を、当初庇護を求めた国から新たに受入れに合意した第三国へ移動させる「第三国定住」により、ミャンマー難民の受け入れも行っています。

在留資格って何？

日本に入国・在留する外国人は、原則として、入管法に定める「在留資格」のいずれかを有する必要があります。この在留資格は、多岐にわたる外国人の活動等をあらかじめ類型化し、どのような活動等であれば入国・在留が可能であるかを明らかにしているものです。

在留資格は、次のように大別できます。

- ① その外国人が日本でを行う活動に着目して分類された在留資格(活動資格)
- ② その外国人の身分や地位に着目して分類された在留資格(居住資格)

前者は、その外国人が「何をするか」がポイントであり、後者はその外国人が「どのような身分であるか」がポイントであるといえます。

また、上記①について、就労活動(収入を伴う事業を運営する活動または報酬を受ける活動)ができるものと、原則として就労活動が認められないものに分類できます。なお、上記②は就労を目的とする在留資格ではありませんが、その活動内容には制限がないことから、就労活動に従事することも可能です。

また、在留資格によって、日本で受けられる制度やサービスが変わるので、注意が必要です。(→P.16)

在留資格がなく日本に滞在している外国人は、不法滞在(超過滞在、オーバーステイ)となり、原則として日本でのサービスは受けられません。

なお、「在留資格」と「ビザ」は違います。ビザ(査証)とは、在外公館で発行されるもので、その外国人が持っている旅券(パスポート)が有効であるという「確認」と、ビザに記載された条件により入国することに支障がないという「推薦」の意味を持っています。在留資格は法務省の管轄、査証は外務省の管轄です。

知っておきたい在留資格

◆ 定住者

法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める在留資格です。日系3世、日本人の配偶者の未成年未婚の実子、日本人の実子を養育する外国人の親などに認められます。

◆ 日本人の配偶者等

日本人の配偶者、特別養子または日本人の子(日系2世)として出生した人に認められる在留資格です。

◆ 永住者

在留活動や在留期間の制限がない在留資格で、法務大臣から永住を許可された人に認められる在留資格です。要件は、永住許可に関するガイドライン(2017(平成29)年4月改定、→P.109)で示されています。法律上は、「素行が善良であること、独立の生計を営むに足りる資産または技能を有すること、その者の永住が日本国の利益に合すると認められること」とされています。原則として引き続き10年以上日本に住んでいることが必要ですが、日本人の配偶者等で実態を伴う婚姻生活が3年以上継続し、かつ引き続き1年以上日本に住んでいる人や、定住者で5年以上継続して日本に住んでいる人なども、許可される場合があります。

◆ 特定活動

法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動を行う人に与えられる在留資格です。EPA(経済連携協定)で看護師や介護福祉士の免許を取得する目的で来日した人はこれにあたります。また、留学の在留資格で大学や専修学校を卒業後、就職活動を行うことを希望する場合もこれにあたります。

◆ 技能実習(→P.82)

開発途上国等からの外国人を日本に一定期間(最長5年間)受け入れ、日本での技能等を習得させ、習得した技術を本国で活用して開発途上国の発展に寄与する目的で設けられている在留資格です。

2017(平成29)年11月、新しい技能実習制度がスタートし、介護職種が追加されました。

なお、入国直後の講習期間以外、技能実習生は雇用関係のもと、労働関係法令等が適用されます。

◆ 介護

日本の介護福祉士養成施設(大学や専門学校等)を卒業し、介護福祉士国家試験に合格して、介護福祉士の国家資格を取得した外国人が、介護施設等で介護業務を行うための在留資格で、2017(平成29)年9月に創設されました。

在留カードって何？

日本に中長期間在留する外国人（在留期間が3か月以下、短期滞在、外交または公用の在留資格が決定された人、在留資格のない人などを除く）は、在留カードが入国管理局から交付されます。在留カードは、日本に滞在できる在留資格、在留期間を有していることを法務大臣が証明する証明書となります。

特別永住者※は、特別永住者証明書が交付されます。在留カードは常時携帯する義務がありますが、特別永住者証明書は常時携帯する必要はありません。

公的機関などでは手続きの際に在留カードを確認することがありますが、個人情報が記載されていないので、取り扱いに注意しましょう。

住所地以外の内容の変更（氏名など）があった場合は、14日以内に入国管理局へ、住所の変更があった場合には、14日以内に市区町村役場に届出をする必要があります。届出が適切に行われないと罰則や在留資格取り消しの対象になる可能性があるため、届出はきちんとするように伝えましょう。

※ 特別永住者の在留資格は在日コリアン等（→P.10）に与えられるもので、就労をはじめ在留活動に制限はありません。

【在留カードの見方】

在留期間と満了日。在留期間は、在留資格に応じて審査の上、決められます。（→P.13）

永住者も含め、在留カードには、有効期限があります。在留期限と在留カードの有効期限を混同しないようにしましょう。

住所変更をした場合、新しい住所が裏面に記載されます。

資格外活動の許可を受けたときにその内容が記載されます。



在留カード 表

就労ができない在留資格の場合は、就労不可と明記されています。

16歳未満の人は、写真がありません。



在留カード 裏

在留期間の更新や在留資格の変更の許可申請を行った場合、申請中であることが記載されます。

出典：法務省入国管理局ホームページ

帰化って何？

国籍を有しない人（外国人）からの国籍の取得を希望する申請に対して、その国が許可し国籍を与える制度のことをいいます。

日本の場合、外国人が日本国籍に帰化することについては国籍法で定められており、法務大臣の許可が必要です。帰化の申請をするときまでに引き続き5年以上日本に住んでいること、20歳以上で本国籍によって行為能力を有すること、素行が善良であること、自己または生計を一にする配偶者その他の親族の資産または技能によって生計を営むことができるなどの、条件を満たすことが必要です。手続き窓口は、法務局です。帰化が許可されると、官報に告示され法務局から帰化者の身分証明書が交付されます。帰化後、氏名と本籍を設定し、告示の日から1か月以内に市区町村役場に届出をする必要があります。日本国籍を取得することにより、戸籍がつくられ、参政権が得られます。

日本は基本的に重国籍を認めていませんので、帰化が認められるためには、それまでの国籍を喪失することが必要です。本人の意思によってその国籍を離脱できない国もあり、日本人との親族関係や境遇に特別な事情があると認められるときには、帰化が許可されることがあります。

在留資格一覧

在留資格は28種類あり(除「特別永住者」、決定された在留資格で認められている活動以外の活動を行うことはできません。また、在留期間を超えて在留する場合は期間更新の許可が必要です。

(2017(平成29)年9月現在)

在留資格	在留期間	代表的な職業等	就労制限
外交	外交活動を行う期間	外交官	△
公用	5年・3年・1年・3月・30日・15日	国際機関職員	△
教授	5年・3年・1年・3月	大学教授	△
芸術	5年・3年・1年・3月	音楽家、芸術家	△
宗教	5年・3年・1年・3月	宗教家	△
報道	5年・3年・1年・3月	外国の報道特派員	△
高度専門職	5年または無期限	法務大臣が指定する機関の研究者、技術者、経営者	△
経営・管理	5年・3年・1年・4月・3月	企業の経営者、管理者	△
法律・会計業務	5年・3年・1年・3月	弁護士	△
医療	5年・3年・1年・3月	医師、看護師	△
研究	5年・3年・1年・3月	政府機関や私企業の研究者	△
教育	5年・3年・1年・3月	中学校・高等学校等の語学講師	△
技術・人文知識・国際業務	5年・3年・1年・3月	システムエンジニア、通訳、デザイナー	△
企業内転勤	5年・3年・1年・3月	外国の事業所からの転勤者	△
興行	3年・1年・6月・3月・15日	舞踊家、プロスポーツ選手	△
技能	5年・3年・1年・3月	外国料理コック	△
介護	5年・3年・1年・3月	介護福祉士	△
技能実習	1年・6月または1年を超えない範囲で法務大臣が個々に指定する期間	技能実習生	△
文化活動	3年・1年・6月・3月	日本文化の研究者	×
短期滞在	90日・30日・15日以内の日を単位とする期間	観光旅行者	×
留学	4年3月・4年・3年3月・3年・2年3月・2年・1年3月・1年・6月・3月	大学生、高校生、小中学生、日本語学校生	×
研修	1年・6月・3月	研修生	×
家族滞在	5年・4年3月・4年・3年3月・3年・2年3月・2年・1年3月・1年・6月・3月	在留外国人が扶養する配偶者・子	×
特定活動	5年・3年・1年・6月・3月または法務大臣が個々に指定する期間(5年を超えない範囲)	ワーキングホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者	△
永住者	無期限	永住許可を受けた者	○
日本人の配偶者等	5年・3年・1年・6月	日本人の配偶者・子・特別養子	○
永住者の配偶者等	5年・3年・1年・6月	永住者の配偶者・子	○
定住者	5年・3年・1年・6月または法務大臣が個々に指定する期間	日系3世、定住者の配偶者、日本人の6歳未満の養子	○

※就労制限：○ 制限なし、△ 一定範囲可、× 不可

日本に在留する外国人が、当初の在留目的とは異なる新たな目的のために在留することや、当初に与えられた在留期間を超えて引き続き在留することを希望する場合等には、入管法に基づいてそれぞれ申請を行い、法務大臣から許可を受ける必要があります。

日本に在留している外国人の行う在留に関する申請には、主に次の6種類が挙げられます。

① 在留資格の変更 (→P.109)

現在の在留目的を変更して在留を希望する場合の手続きです。

② 在留期間の更新 (→P.109)

現在の在留目的を変更することなく、在留期間を超えて引き続き同じ活動をするために在留を希望する場合の手続きです。

③ 再入国許可

日本に在留する外国人が一時的に日本を出国し再び日本に入国する場合の手続きです。出国前に「再入国許可」を受けておけば、改めて「査証」を取得する必要がなく、再入国後も引き続き同じ在留資格・在留期間で在留できます。

○ みなし再入国許可について

有効なパスポートおよび在留カードを持つ外国人が出国後1年以内に再入国する場合は、原則として再入国許可を受ける必要がなくなりました。みなし再入国許可の有効期間は海外で延長できないほか、現在の在留期間を超えて再入国ができませんので注意が必要です。

④ 在留資格の取得 (→P.27)

日本で出生した外国人の子が、出生から60日を超えて日本に在留しようとする場合に行う手続きです。日本で出生した場合、与えられる在留資格および在留期間は、通常、親の在留資格および在留期間に応じて決定されます。

⑤ 資格外活動許可 (→P.36)

代表的なものとして、留学生などの就労を認められていない在留資格の人が、アルバイトなどで収入を得る活動を希望する場合に行う手続きです。許可なく自分の在留資格の活動範囲外の仕事をすると入管法違反となります。

⑥ 永住許可 (→P.11、109)

日本に永住を希望する人が行う手続きです。永住許可を受けると在留資格は永住者となり、無期限で日本に滞在することができます。在留期間更新の手続きや在留資格変更の手続きは必要ありませんが、在留カードの有効期間更新の手続が必要となります。

名称	所在地	電話番号	対応言語	受付日時
名古屋入国管理局 ※駐車場が大変混雑しているため、車の利用は避け、電車またはバスをご利用ください。	名古屋市港区正保町5-18	052-559-2150	日本語	月～金 (祝祭日を除く) 9:00～16:00
名古屋入国管理局 豊橋港出張所	豊橋市神野ふ頭町3-11 豊橋港湾合同庁舎	0532-32-6567	日本語	月～金 (祝祭日を除く) 9:00～16:00
外国人在留総合 インフォメーション センター	名古屋入国管理局内 (窓口案内のみ。電話での問合せは右の全国共通番号へ)	0570-013904 (全国共通) 03-5796-7112 (全国共通:PHS、IP電話、海外から)	ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、フィリピン語/タガログ語	月～金 (祝祭日を除く) 8:30～17:15

大使館・総領事館（領事館）

通常、大使館や総領事館（領事館）では、次のような業務を行っています。詳しくは、それぞれの大使館や総領事館（領事館）にお尋ねください。

◆ 自国民の保護

自国民の身体や財産等の保護に関することを行います。命に関わるような緊急性を要することは大使館や総領事館（領事館）に連絡してください。公館によっては、緊急時の電話を備え付けているところもあります。

◆ パスポートの発行、再発行、修正、追加

日本人のパスポートは、旅券センターや市町村の窓口で申請しますが、外国人のパスポートは、母国の大使館や総領事館（領事館）で申請します。パスポートを更新する際や紛失した際は、大使館や総領事館（領事館）を案内しましょう。

◆ 委任状、認証状の発給

本国で手続きするための委任状を発給したり、本国で必要な書類を認証する業務を行っています。

◆ 出生、婚姻、死亡に関する手続きやそれらの証明書の発給

日本人が市区町村役場で戸籍関係の届出をするように、外国人が本国への届出を行う際は、大使館や総領事館（領事館）で行います。

◆ 兵役に関すること

国によっては兵役が課されています。兵役に関する手続きも大使館や総領事館（領事館）で行います。

◆ 選挙に関すること

本国で選挙が行われる際の在外選挙の窓口になっています。

◆ 各種ビザの発給

自国民以外の方が外国へ旅行する際のビザは、その外国の大使館や総領事館（領事館）で申請します。

【外国人住民数上位10か国の在日公館】

※愛知県管轄の公館（アルファベット順）

公館名	所在地	電話番号
在名古屋ブラジル連邦共和国総領事館	名古屋市中区丸の内1-10-29 白川第8ビル2階	052-222-1077
在名古屋中華人民共和国総領事館	名古屋市中区東桜2-8-37	052-932-1098
インドネシア共和国大使館	東京都品川区東五反田5-2-9	03-3441-4201
ネパール連邦民主共和国大使館	東京都目黒区下目黒6-20-28 福川ハウスB	03-3713-6241
在名古屋ペルー共和国総領事館	名古屋市中区栄2-2-23 アーク白川公園ビル3階	052-209-7851
在大阪フィリピン共和国総領事館	大阪府中央区城見2-1-61 Twin21 MIDタワー24階	06-6910-7881
在名古屋大韓民国総領事館	名古屋市中村区名駅南1-19-12	052-586-9221
タイ王国大使館	東京都品川区上大崎3-14-6	03-5789-2433
在名古屋アメリカ合衆国領事館	名古屋市中村区那古野1-47-1 名古屋国際センタービル6階	052-581-4501
ベトナム社会主義共和国大使館	東京都渋谷区元代々木町50-11	03-3466-3311

外国人も日本人と同じ制度を使えるの？

前提として、外国人は日本に住む以上、適正な在留資格を取得し、「税金を払う」「公的医療保険や年金に加入する」などの義務も果たす必要があります。それらの義務を果たせば福祉サービスを受けることができますが、外国人の場合、その上で、国籍要件等により、在留資格によって利用できる制度と利用できない制度があります。在留資格上、制限がない場合でも、年齢や所得、雇用形態など、ほかの条件を満たす必要があるため、実際はサービス等が利用できないこともあります。

以下の表では、在留資格別に各サービス等の利用の可否をまとめたものですが、個別のケースについては、管轄窓口にご確認ください。

在留資格別サービス等利用(可否)一覧

○:対象となる、×:対象とならない、△:条件により異なる

サービス等	在留資格	身分や地位に基づく在留資格					特定活動	原則として就労活動が認められない在留資格					就労可能な在留資格		在留資格なし
		特別永住者	永住者	配偶者等日本人の	配偶者等永住者の	定住者		家族滞在	留学	研修	文化活動	短期滞在	技能実習	その他	
在留カードの有無	×(*1)	○	○	○	○	△(*2)	△(*3)	△(*3)	△(*3)	△(*3)	×	○	△(*2)	×	
マイナンバー制度	○	○	○	○	○	△(*2・3)	△(*3)	△(*3)	△(*3)	△(*3)	×	○	△(*2・3)	△(*4)	
就労の可否	○	○	○	○	○	△(*5)	×	×	×	×	×	○(*6)	△(*5)	×	
納税の義務	○(*8)	○(*8)	○(*8)	○(*8)	○(*8)	○(*8)	○(*8)	○(*8)	○(*8)	○(*8)	○(*8)	○(*8)	○(*8)	○(*8)	
社会保険(健康保険と厚生年金)	○	○	○	○	○	△(*9)	△(*9)	△(*9)	△(*9)	△(*9)	△(*9)	○	△(*2)	×	
国民健康保険	○	○	○	○	○	△(*2)	△(*3)	△(*3)	△(*3)	△(*3)	×	○	△(*2)	△(*4)	
介護保険	○	○	○	○	○	△(*2)	△(*3)	△(*3)	△(*3)	△(*3)	×	○	△(*2)	△(*4)	
後期高齢者医療保険	○	○	○	○	○	△(*2・11)	△(*3)	△(*3)	△(*3)	△(*3)	×	×	△(*2)	△(*4)	
国民年金	○	○	○	○	○	△(*2)	△(*3)	△(*3)	△(*3)	△(*3)	×	○	△(*2)	△(*4)	
雇用保険	○	○	○	○	○	△(*9)	△(*9)	×	△(*9)	△(*9)	△(*9)	○	△(*10)	×	
労災保険	○	○	○	○	○	○(*12)	○(*12)	○(*12)	○(*12)	○(*12)	○(*12)	○	○	○(*12)	
生活保護	○(*13)	○(*13)	○(*13)	○(*13)	○(*13)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
母子健康手帳の交付	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
障害者手帳の交付	○	○	○	○	○	△(*2)	△(*3)	△(*3)	△(*3)	△(*3)	×	○	△(*2)	×	
入院助産	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
子どもの予防接種	○	○	○	○	○	△(*2)	△(*3)	△(*3)	△(*3)	△(*3)	×	○	△(*2)	△(*4)	
乳幼児医療費の助成	○	○	○	○	○	△(*2)	△(*3)	△(*3)	△(*3)	△(*3)	×	○	△(*2)	△(*4)	
就学の可否(公立小中学校)	○	○	○	○	○	△(*15)	△(*15)	△(*15)	△(*15)	△(*15)	△(*15)	△(*15)	△(*15)	△(*15)	

*1 特別永住者には「在留カード」ではなく「特別永住者証明書」が発行される。

*2 活動内容により、一部対象とならない場合がある。

*3 在留期間が3か月以下の場合には対象とならない。

*4 一時庇護許可者や仮滞在許可者を含む。出生による経過滞り者および国籍喪失による経過滞り者は出生または国籍喪失から60日間は対象となる。

*5 在留資格で認められた活動しかできないが、資格外活動許可を取得すると、許可された就労活動が可能。

*6 在留資格で認められた活動しかできない。

*7 原則として、仕事ができないが、資格外活動許可を取得すると、許可された就労が可能。

*8 在留資格と関係なく、居住者には納税義務がある。また、非居住者でも国内源泉所得を得た場合には納税義務がある。ただし、「外交」、「公用」の在留資格の外国人には一部の税金が課されない。また、所得に対する二重課税回避のための条約を2国間で締結されている場合がある。

*9 一定の要件を満たし、就労活動が認められる場合に限る。

*10 外国公務員および外国の失業補償制度の適用を受けていることが立証された者は雇用保険に加入しない。

*11 医療を受ける活動を目的とした外国人は原則加入しない。

*12 在留資格と関係なく、労働者として勤めていた外国人には労災保険が適用される。

*13 国民を対象としているが、特別永住者や身分・地位に基づく在留資格の外国人には準用される。

*14 「技能実習」の在留資格の性質上、実際に利用しない。

*15 在留カード等の提示がない場合でも、一定の信頼が得られると判断できる書類により、居住地の確認を行うなど、教育委員会において柔軟な対応を行うよう文部科学省から通知が出されており、居住する市町村の教育委員会へ相談する。